

所定内・外分けられる？

兼業先での労働時間 大部分は法定外と処理

問

政府の旗振りにより、副業・兼業を推進する社会的機運が高まっています。そこで疑問があるのですが、一般に、労働時間は、所定内・外労働、法定外労働に区分されます。兼業を行う場合、労働時間が通算され、兼業者の働く会社では、大部分の時間を法定外労働時間として処理する必要があるといます。こうした会社の場合、所定内・外労働という区分が成り立つのでしょうか。

本業除く法定内で区分が

答

労働時間の 3 区分について、その関係を確認しましょう。所定内労働時間とは、本来的には契約（就業規則・労働協約等）で定めた時間という意味です。具体的には、始業時刻から就業時刻までの時間のうち、休憩時間を除いた時間を指します。賃金との関係からいえば、所定労働時間をフルに働いた場合、契約で定めた所定の賃金が支払われます。遅刻等があれば賃金がカットされ、所定の時間を超えて働けば残業代が加算されます。所定労働時間は契約で定められますが、労働法規の制約を受けます。たとえば、1 日の所定労働時間が 10 時間と定めても、通常の労働時間制の下では、8 時間を超える部分は法定外労働として取り扱われます。一方、所定労働時間が法定労働時間より短い会社で、所定労働時間を超えて働いた時間（法定労働時間の枠内）は、所定労働時間（法定残業）となります。法内残業に対して 2 割 5 分の割増は不要ですが、「通常の労働時間の賃金（別に定められた賃金があるときはその賃金）を支払う」必要があります。（昭 23. 11. 4 基発 1592 号）。こうした理解のうえで、兼業会社で、労働時間の区分がどうなるかみてみましょう。兼業会社でも、契約により働くべき時間（所定労働時間）を定めること自体は可能です。しかし、本業の会社で既に法定枠いっぱい（たとえば 1 日 8 時間）働いていれば、兼業会社で働く時間はすべて法定外労働として処理されます。本業の会社で不就労の日であれば、兼業会社で働く時間は基本的に所定内労働時間となり、契約時間を超えて働けば、その時間は所定外労働となります（通算して週 40 時間の要件は満たすとして）。つまり、自動的に法定外労働となる時間を除き、残された時間の範囲内で、所定内・外を区分する形となります。